

大阪広域環境施設組合規則第3号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成27年規則第27号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(部分休業をすることができる非常勤職員) 第6条 条例第21条第2号の組合規則で定める非常勤職員は、第2条に定める非常勤職員とする。	(部分休業をすることができる非常勤職員) 第6条 条例第21条第2号の組合規則で定める非常勤職員は、第2条に定める <u>非常勤職員で所定の勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は、令和7年10月1日から適用する。